

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年4月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

「

事業所の名称	係長の職名
資器材・防災センター	防災・管財係長，量水器係長
東山営業所	お客さまサービス係長，料金係長
山科営業所	お客さまサービス係長，料金係長
北営業所	お客さまサービス係長，料金係長
丸太町営業所	お客さまサービス係長，料金係長
右京営業所	お客さまサービス係長，料金係長
西京営業所	お客さまサービス係長，料金係長
左京営業所	お客さまサービス係長，料金係長
九条営業所	お客さまサービス係長，料金係長
伏見営業所	お客さまサービス係長，料金係長

第1条  
第2項中

を

「

事業所の名称	係長の職名
資器材・防災センター	防災・管財係長，量水器係長
東山営業所	お客さまサービス係長，料金係長

」

山科営業所	お客さまサービス係長，料金係長
北部営業所	お客さまサービス係長，料金第1係長， 料金第2係長
右京営業所	お客さまサービス係長，料金係長
西京営業所	お客さまサービス係長，料金係長
左京営業所	お客さまサービス係長，料金係長
南部営業所	お客さまサービス係長，料金第1係長， 料金第2係長

に改める。

」

同条第7項中第4号を次のように改める。

(4) 北部営業所 京都市北区衣笠東御所ノ内町43番地

同項中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号を第6号とし，第8号を第7号とし，  
同号の次に次の1号を加える。

(8) 南部営業所 京都市伏見区鷹匠町33番地

同項中第9号及び第10号を削り，第11号を第9号とし，第12号から第25号まで  
を2号ずつ繰り上げる。

第2条第3項中「事業所に」の右に「副所長，」を加える。

第3条第14項中「前13項」を「前14項」に改め，第14項を第15項とし，第1  
1項から第13項までを1項ずつ繰り下げ，第10項の次に次の1項を加える。

11 副所長は，所長を補佐する。

第10条営業所の項を次のように改める。

営業所

(1) 上下水道に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。

(2) 給水の開始及び停止に関すること。

(3) 水道の使用水量の決定に関すること。

(4) 水道料金及び下水道使用料の調定及び徴収に関すること。ただし，特環下水道事業  
に係るものについては，北部地域下水道事業のうち，地域水道事業の給水区域を除く

区域に係るものに限る。

- (5) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定並びに当該使用料の調定、徴収及び精算に関する事。
- (6) 予納金の精算（受付に限る。）に関する事。
- (7) 水道メーターの設置、取替え（技術的事項に関する事は除く。）及び出納保管に関する事。
- (8) 水道メーター損失弁償の決定並びにその弁償金の調定及び徴収に関する事。
- (9) 給水装置用材料の売却代金の調定及び徴収に関する事。
- (10) 給水装置用材料の出納保管に関する事。
- (11) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関する事。
- (12) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の調定及び徴収に関する事（北部地域下水道事業に係るものを含む。）。
- (13) 証明手数料の調定及び徴収に関する事。
- (14) 水道の不正使用の取締りに関する事。
- (15) その他所の庶務に関する事。

第10条水道管路管理センターの部北部給水工事課の款事務係の項第16号中「及び埋設管図面発行手数料」を削り、同条水道管路管理センターの部南部給水工事課の款事務係の項第16号中「及び埋設管図面発行手数料」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年5月7日から施行する。

（関係規程の一部改正）

- 2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「\、\、所長、」の右に「\、\、副所長、」を加える。

（上下水道局総務部職員課）